（保証に関する事項）

第七条　第三条第四号に掲げる者の特定資金に係る債務（前条第一項第五号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に係るものを除く。）の保証については、当該保証債務を履行する際に公庫からの信用供与を受けて行うとしたものを対象に、当該債務者の委託を受けて行うものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額等）

第八条　特定資金の貸付け等の限度額については、第三条第四号（第六条第一項第五号イに規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）から第八号までに掲げる者を対象とする事案については適用されないものとする。

2　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第三条第四号、第六号及び第七号に掲げる者に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

（指定金融機関に対する資金の貸付けの条件に関する事項）

第九条　法第十五条の規定に基づく、危機対応円滑化業務実施方針第五条第四号ロにおける主務大臣が特に必要と認める場合とは、コミットメント・ライン契約に基づいて行う貸付け及び債務保証契約に基づいて行う保証履行に必要な場合とする。

2　危機対応円滑化業務実施方針第五条第七号における主務大臣が特に必要と認める場合とは、コミットメント・ライン契約に基づいて行う貸付けに必要な場合とする。

第三章　災害等に関する事案

（対象となる者）

第十条　災害等に関する事案に係る危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　第一条第二号に規定する事案については、指定災害により被害を受けた者

二　第一条第三号に規定する事案については、社会的、経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している事業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

（利子補給金の支給に関する事項）

第十一条　利子補給金の支給については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　利子補給金の支給の対象は、平成二十二年九月三十日までに行われる貸付けであって、前条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする設備資金等に係る特定資金の貸付けとする。

二　利子補給金の利子補給率は、年〇・五パーセントとする。

三　利子補給金の支給期間は、当該利子補給金の支給対象となる特定資金の貸付けの日から二年間とする。

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第十二条　ツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の限度額は、社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものには適用されないものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第十三条　損害担保取引については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第十条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず一億五千万円（組合については四億五千万円）とし、同時期に公庫が実施する災害復旧貸付と同条件の貸付け等に限るものとする。

二　第十条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二　第三条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　第三条第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

四　第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった短期社債の取得の総額、件数その他の事項

六　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

七　第十条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数、その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数、その他の事項

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改訂）

第十六条　主務大臣は、第一条第一号に掲げる事案に係る危機対応業務については、国際的な金融秩序の混乱の収束の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改訂するものとする。

○財務省・経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（平成二十一年五月財務省・経済産業省告示第二号）は、同日をもって廃止する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　直人

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　赤松　広隆